

第 6 回 品質保証分科会 議事録

1. 日 時 平成 15 年 6 月 23 日 (月) 13:30 ~ 16:30

2. 場 所 日本電気協会 4 階 C, D 会議室

3. 出席者 (敬称略, 五十音順)

出席委員 : 飯塚分科会長 (東京大学), 唐澤副分科会長 (東京電力), 宮口幹事 (石川島播磨重工業), 伊藤 (NS ネット), 川尻 (電源開発), 久保田 (核燃料サイクル開発機構), 黒川 (発電設備技術検査協会), 佐々木 (中国電力), 佐藤 (東京商船大学), 下重 (グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン), 白石 (三菱電機), 鈴木 (日立製作所), 清野 (原子力安全・保安院), 平 (日本製鋼所), 谷本 (九州電力), 長崎 (三井造船), 中世古 (中部電力), 中野 (原子力発電技術機構), 中村 (北陸電力), 松永 (東芝), 松村 (北海道電力), 村上 (東北電力), 結城 (原子力安全・保安院), 吉村 (日本原燃), 渡邊 (東京電力)

代理委員 : 今村 (三菱重工業 三角代理), 小泉 (富士電機 高橋代理), 齋藤 (原子力安全・保安院 武山代理), 關 (日本原子力発電 濱田代理), 溝内 (関西電力 大塚代理), 山田 (四国電力 先田代理)

常時参加者 : 穴原 (東京電力)

オブザーバ : 伊東 (三菱原子燃料), 大澤 (電気事業連合会), 児玉 (原子力安全・保安院), 近藤 (東京電力), 高田 (原子力安全委員会事務局), 平野 (日本電機工業会), 南 (原子力安全委員会事務局), 米田 (原子燃料工業)

事務局 : 堀江, 上山, 国則 (日本電気協会)

4. 配付資料

資料 No.6-1 第 5 回品質保証分科会 議事録 (案)

資料 No.6-2 第 10 回原子力規格委員会 議事録 (案)

資料 No.6-3 JEAC4101 原子力発電所における安全のための品質保証規程/JEAG4101 同指針 改定案へのコメントと対応

資料 No.6-4 JEAC4101 原子力発電所の品質保証規程 改定案

資料 No.6-4-1 JEAC4101 見直し案の要旨

資料 No.6-4-2 JEAC4101 - 2003 (案) の変更比較表

資料 No.6-4-3 規制要求事項と JEAC4101 - 2003 の比較

資料 No.6-5 JEAG4101 作成について

資料 No.6-5-1 JEAG4101 原子力発電所の品質保証指針 改定案 (中間報告)

資料 No.6-6 JEAC4101・JEAG4101 改定に関連するスケジュール案（平成 15 年 6 月～9 月）

参考資料-1 JIS Q 9000:2000 品質保証マネジメントシステム - 基本及び用語

参考資料-2 品質保証検討会メンバー用 Web サーバーの活用について

5. 議事

(1) 会議定足数の確認

事務局より、委員総数の 3 分の 2 以上の出席で会議開催条件を満たしているむねの報告があった。

(2) 議事次第と配付資料の確認

当日の議事次第と配布資料が確認された。

(3) 第 5 回品質保証分科会議事録（案）について（審議）

事前にメールで配信されていた、資料 No.6-1 の第 5 回品質保証分科会議事録（案）は、当該内容で承認された。なお、建設段階、廃止措置段階への準用に関する今後の検討予定について質問があり、JEAC の準用については問題ないと判断していること、JEAG については、各段階固有のものが become 必要になる可能性があり、現在の運転段階の JEAG 完成時に再度議論をし、判断する予定であることが紹介された。

(4) 第 10 回原子力規格委員会議事録（案）について

事務局より、資料 No.6-2 に基づき、第 10 回原子力規格委員会の議事録（案）から当分科会関連の、「(5)JEAC4101 原子力発電所における安全のための品質保証規程(仮称)改定案の中間報告について」の内容が紹介された。

(5) 改定案へのコメントと対応について

渡邊委員（品質保証合同作業会主査）より資料 No.6-3 に基づき、規程、指針の改定案に寄せられたコメントとその対応が紹介された。将来的に Q&A 集として理解を速め深める資料として利用することを想定し、ログの残し方を検討し、具体的には、どの時点のどの文章に対して、どういうコメントが付いて、コメントのどの部分を反映しどの部分は未反映で依然有効なコメントである、という様な内容が分る記録とするのがよいとの意見があり、最終的に本資料を完成させるまでに作業会で検討することとした。

(6)・JEAC4101-2003 原子力発電所における安全のための品質保証規程（仮称）改定案について

渡邊委員（品質保証合同作業会主査）より資料 No.6-4, 6-4-1～6-4-3 に基づき、改定案の内容が紹介された。改定案については、以下に主要な内容を示す、当日の議論の結果を踏まえ必要な修正を行った上で、次回 7 月 2 日の原子力規格委員会に上程することで進めてはどうかと諮られ、挙手による決議の結果全会一致で承認された。

本議題に関する主な質疑応答、コメントは以下のとおり。（Q:質問 A:回答 C:コメント）

Q:解説 の図 4 中で 5 章を「運営管理活動」と表現している理由は？

A: ISO 原文でも使われており 5 章を指す、4.1 項の参考 1. の表現に合わせたものである。

Q: 同図 4 のプロセス関連図で示される関連は、事業者が実情に合わせ作っていく部分もあるので、規程ではなく指針に含める方がよいのではないかと？

A: 事業者のシステムをこう作るべきという要求ではなく、品質マネジメントシステムの要求事項の関連を説明したものであり、現状のまま規程の解説としてよい。

Q: 解説 は規程策定の基本的な考え方を、解説 は、ISO 9001 用語を読み替えた内容とその理由を主に記載しているが、さらに本文の条項毎に、要求事項の狙いやその要求されていることは具体的には何をすることになるのかという解説を加える必要はないか？

A: 作業会で同様の議論を行い、要求事項の理解を深めるために、規程の要求事項の目的や重要性の説明を指針に含めることで進めている。

Q: 他の業界の規格で要求事項そのものの解説を加えたものはあるか？

A: ISO には、様々なマネジメントシステムに ISO 9001 を使う場合に、Proliferation, 自己増殖を防止するという基本方針があり、医療器など他の業界の規格では、まず ISO 9001 をそのままの形で引用し、加えてその業界での要求はこうなるといった文章を付けるという構成にしている。初めの質問は本文の解説に、各要求事項の意味を説明する必要があるかというものであり、他の業界でもその様な構成の規格はない。ただし、市販の本ではたくさん存在する。

Q: 本来の指針の性格には、要求事項をいかに適用するかという解説と、要求事項を拡大し深化させるという解説の 2 種類がある。これらを別の指針として発行する

ことも可能である。ISO 9001 と 9004 の関係には一部誤解があるが、9004 は 9001 そのものの解説ではなく、9001 をより深く、広くしたひとつのシステム例である。

この 9004 に対応する性格の指針を将来的にでも作成した方がよいのではないか？

C：今回の改定の当初から、Mandatory な要求事項と Non-mandatory の事項とを区分けすべきと判断して作業を進めており、現在の指針案の中には自主的活動として記載すべき内容については表現を区別して地元との関係など Non-mandatory の事項も含めている。

C：地元との関係は規制対象の要求事項でなくとも、事業者に取り Mandatory として扱うべきであり、本来の自主的な品質保証活動を含めるかという質問の主旨に対しては、時間的なファクターが一番重要であり、現在の内容の考え方でまず発行し、9004 に対応する自主的な部分については、建設段階、廃止措置段階、供給者への適用も含めて時間をかけて議論するのがよいと考える。

A：時間の制約もあり、指針にはまず規程を運用するための実施方法をまとめ、次の段階で必要があれば改定も通して、自主的に取り組むべきものなどの内容の充実を図ることとしたい。

Q：「品質保証」という用語の意味に関して、日本が 1960 年代から国内用語として使ってきた意味と、国際的に使われている「Quality Assurance」という用語の意味は異なる。また、1994 年版の ISO 9001 のシステムのスコープは「Quality Assurance」であるが、2000 年版にはそれに加えて、「顧客満足」と「継続的改善」という要求が加わり、「Quality Assurance」ではないということから、「Quality Management System」という言葉が使われている。今回表題に「原子力発電所における安全のための品質保証」という言葉を使っているが、実際には ISO 9001:2000 の「Quality Management System」に相当するものであることを、規程の中でより明確にした方がよいのではないか？

A：「0.序論」の「0.2 の基本的考え方」及び対応する解説で明確にするよう修正する。

(7) JEAG4101 作成について

溝内代理委員（品質保証合同作業会幹事）より資料 No.6-5、No.6-5-1 に基づき、JEAG4101 作成の方針案が紹介された。方針案については、以下に主要な内容を示す、当日の議論の結果を踏まえ必要な修正があれば行った上で、次回 7 月 2 日の原子力規格委員会に上程することで進めてはどうかと諮られ、挙手による決議の結果全会一致で承認された。

また改定案については、これに合せた作業を進めることを確認した。なお、本改定案に対しコメントある場合は、事務局まで連絡することとした。

本議題に関する主な質疑応答，コメントは以下のとおり。（Q:質問 A:回答 C:コメント）

C:「マネジメントレビュー」など，ISO 原文でも使われている用語についての解説を追加することが必要か検討すること。

C:特に例示を考えるのに苦慮しており，よい例示があればコメントを連絡して欲しい。

C:このような本を作る際に書く内容は，意図・目的・狙い，用語の意味・解釈，要求事項を満足する活動内容（例示となる場合を含む），帳票・書式の例示，の4種類に分類できるが，今回の解説の中には，とが混在しており，分ける必要はないか検討すること。

C:今回の作成にあたっては，意図・目的・狙いに加えて要求事項の軽重・重要度分類の判断の助けとなる解説を含めた。

Q:既存の業務の内容を，今回要求するマネジメントシステムに照らして，不足する部分を補えばよく，これまでのやり方をすべて改める必要はないことを，解説の初めに記載するのがよいか？

C:「4.1 一般要求事項」またはそれより前段に「システムの構築」として記載するのがよい。記載内容としては，既存の仕事のプロセスをプロセス関連図にまとめるなどして，不足するプロセスを確認の上補完していくというような，システム構築の具体的例示となる。

A:事業者がシステムを当初構築する際に特に役立つ説明となるので，指針の内容に含めることを検討する。

C:例えば帳票の例示を示す場合は，その例で説明したい事項は何かを説明するなど，例示が一人歩きして誤解された使われ方をしないように説明するよう検討すること。

Q:要求事項の意図などを詳細に説明しようとするすると，一般のISO 9001に関連する解説本の内容と近いものとなるが，原子力にカスタマイズした指針の中にあえてその様な一般的な説明を加える必要があるか？

A:解説本を読まなくとも規程と指針のセットで，ある程度ユーザーの理解が得られる内容になっている必要があると思われ，必要があれば解説本を参照・引用することも必要である。

(8) JEAC4101・JEAG4101 改定に関連するスケジュールについて

事務局より，資料 No.6-6 に基づき，規程の制定を目指す 9 月末までの改定に関連するスケジュール案が紹介された。9/16 から 10 日間程度分科会長の出張があるため，第 12 回原子力規格委員会の日程を 9/29 または 9/30 に延期することを事務局より提案し，公衆審査の開始日目標を 9/16 から 9/15 に早めること，それらの結果を踏まえて必要に応じて第 7 回分科会を土，日，祝日も候補日に含めて変更することを検討することとした。

(9) Web サーバーの活用について

結城委員より参考資料-2 に基づき，品質保証検討会，品質保証合同作業会の Web サーバーの活用状況が紹介された。

分科会委員の希望者には，サーバーの閲覧のみ可能なメンバーとして登録することとし，追而事務局より分科会委員に希望有無確認を問い合わせることとした。なお，分科会委員以外の関係者の閲覧を希望する場合は，検討途中の内容が理解不足のまま広まり誤解を受けることなどが無いよう，委員の代理者までの関係者とするを原則に，審査の上で可否を決定することとした。

以 上